

発行所 農林水産省 神戸植物防疫所

〒650-0042 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎内 TEL:078-331-2387

植物防疫所 HP
QR コード<https://www.maff.go.jp/pps/>

植物防疫所

検索

公式キャラクター
びーきゅん®

訪日外国人数の回復による旅客携帯品検査の状況

1 はじめに

携帯品の検査は、航空機・船舶を利用して海外から日本に入国する旅行者が携行する手荷物にある植物の検査を行います。

輸出国政府機関により発行された検査証明書などを確認のうえ、本人が申し出た積込み地のほか、搭乗船（機）の経由地にも留意し、また、輸入禁止品、隔離栽培対象植物、輸出国における栽培地検査、遺伝子診断・加熱処理などが必要な植物に該当しないかを確認、病害虫が付着していないか検査を行っています。

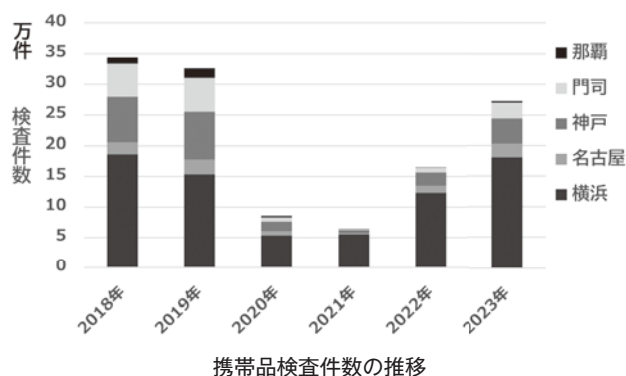
2 空港の状況

令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）による移動制限により、旅客数は減少し、旅客便数も大幅に減少しました。しかし、令和5年にコロナが季節性インフルエンザと同様、5類感染症に移行し、人々の移動制限が緩和されたことで、旅客便数が徐々に戻ってきています。国土交通省国際線定期便概要によると、令和5年冬期の運行便数は4,311.5便/週（旅客便）となり、コロナ流行前の9割弱まで回復し、コロナ流行下では閑散としていた国際線ターミナルは、今や賑やかとなっています。地方空港でも運航が再開され、全国29空港において国際線が運航されており、国際線が就航している

空港数はコロナ流行前の水準に回復しています。

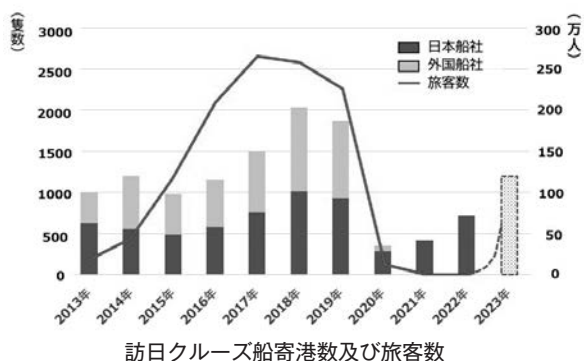
これに伴い、植物検査件数も伸びており、令和5年の検査件数は27.2万件と、令和元年の32.6万件的の8割超えとなっています。うち検査証明書無添付や輸入禁止品などにより廃棄となった件数は、19.9万件で7割に及んでいます。

近年、移動制限解除に加え、円安の影響もあり外国人旅行客の入国者が増加し、輸入禁止品や検査証明書が必要な植物を知らずに持ち込む事例が多くなっています。特に東南アジアからは研修生や実習生が多く来日しており、料理用食材として使用する植物の持ち込みが目立っています。



3 クルーズ船の状況

令和2年3月以降、国際クルーズ船の運航が停止されていましたが、令和5年3月から業界団体により策定されたガイドラインを踏まえ、運航が再開されました。令和5年の寄港回数は1,200回を超えそうな勢いです（コロナ流行前の約6割）。



クルーズ船到着後は、手荷物受取場・税関検査場が多数の手荷物と下船客で溢れかえっています。なお、船内で提供された果物などであっても日本に持ち込めませんので、ご注意ください。



荷物と下船客で溢れかえる手荷物受取場

4 検疫・広報の強化

海外からの旅客の増加に伴い、植物の持ち込みの増加を受け、海外からの病害虫の侵入リスクが高まっていることを危ぶみ、植物防疫所では次のような対策を行っています。

【検疫の厳格化】

令和4年4月22日から植物の違法な持ち込みに対する対応を厳格化しています。

植物防疫法施行規則が一部改正され、検査証明書の添付が免除される植物の見直しが行われ、検査証明書の添付を厳格化することとなりました。

また、昨年の法改正により違法に輸入禁止品や植物を持ち込んだ場合の罰金は、300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）に引き上げられました。

【探知犬の導入】

マンゴー、バナナなどの果物類やハム類などの肉製品を荷物の中から匂いで発見する動植物検疫

探知犬は、平成17年に成田国際空港に当初、動物検疫探知犬として2頭が導入されて以来、今では全国の主要な国際空港・海港、国際郵便物を扱う郵便局で140頭が探知活動をしています。人より優れた嗅覚で、農作物と畜産物に大きな被害を与える「ミバエなどの植物の病害虫」や「口蹄疫などの家畜伝染病」を日本へ侵入させないように、水際の検疫で活躍しています。

【広報強化】

広報活動にも力を入れています。特にGW、お盆、年末年始、中国などでは人の往来がはげしくなる春節、中秋節の時期には、海外からの入国者向けに、ぴーきゅんと一緒にチラシ・ポケットティッシュを配布する特別な広報活動を全国的に実施しています。また、海港のターミナルでのポスター掲示、パスポートセンターなどへリーフレットの配布を行っています。



空港で広報活動するぴーきゅん

5 最後に

海外から植物を持ち込んでも、輸入禁止品と認知されていない、検査証明書を取得していないなどにより、多くの植物が廃棄処分となっています。植物防疫所ホームページの輸入条件に関するデータベースで持ち込める植物であるか確認できますので、ご利用ください。

輸入検疫条件検索はこちら→



検査証明書の添付が必要な植物はこちら→



令和5年度の九州地方及び沖縄県の ミカンコミバエ発見事例とその対応状況

ミカンコミバエ種群とは

ミカンコミバエ種群 (*Bactrocera dorsalis* species complex) とは、体長7mm位の小型のハエの一種であるミカンコミバエとそれに酷似した種の総称であり、東南アジア、中国、台湾、ハワイ諸島などに生息しています。寄主範囲は広く、果樹のカンキツ類などから野菜のトマトまで幅広い作物に被害を与える大害虫で、幼虫が寄生した果実は腐敗、落下し、ひどい場合には収穫が皆無となります。大正8（1919）年から日本にも南西諸島及び小笠原諸島に侵入・定着していましたが、都県及び国による根絶事業が実施され、18年の歳月と約50億円の防除費用をかけ、昭和61（1986）年に根絶が達成されました。一方、根絶後も南西諸島及び九州地方では、中国南部、台湾及びフィリピンなどの発生地域から、梅雨前線や台風などの風に乗って飛来したと考えられる成虫が毎年確認されています。植物防疫所及び都道府県など関係機関は、ミカンコミバエ種群のまん延を防止するため、平時より連携し侵入調査や防除対策を実施しています。

九州地方での誘殺状況

侵入調査では、ミバエ類を誘引・捕獲するトラップ（わな）を設置し、捕まった虫（誘殺）の種類や数を調べます。九州でのミカンコミバエ種群の誘殺は平成27年～28年の奄美大島における緊急防除以降も断続的に続いており、令和3年には、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県の28市町村で101件383頭の誘殺がありました。広い地域で多数が誘殺された要因として、梅雨入り後、九州北部に線状降水帯が停滞した際に、中国南部及び台湾などからの気流に乗って成虫が数多く飛来した可能性が考えられています。

令和4年には、鹿児島県の5市町村で16件34頭

が誘殺されました。これらも海外から飛来したと推測されています。また、兩年ともに一部地域で幼虫が寄生した果実（寄生果実）が発見されており、誘殺された成虫には日本国内で繁殖し分散した個体が含まれる可能性がありました。

令和5年は12月末日時点で、鹿児島県及び長崎県の9市町村で14件22頭が誘殺されました。この年も一部地域で寄生果実の発見がありましたが、前年に比べ少なくなりました。

その年の気象状況などによって誘殺数や誘殺場所は変わります。



ミカンコミバエ種群の成虫



マンゴー果実に寄生する幼虫

沖縄県での誘殺状況

沖縄県は九州同様、東南アジア諸国に近く、ミカンコミバエ種群が侵入しやすい地理条件と考えられています。

令和3年には沖縄県41市町村のうち28市町村で199件317頭、令和4年には23市町村で84件118頭と、1986年の根絶後、最も多い誘殺水準となりました。その要因として、多くは飛来によるものと考えますが、寄生果実も多く発見されていることから、台風の通過が少なかったことなどにより寄主果実が充実し、次世代が繁殖した可能性が考えられます。

令和5年は12月末日時点で、沖縄本島、宮古島、西表島など8市町村において計20件25頭の誘殺がありましたが、寄生果実の発見はありませんでした。これは、単に飛来が少なかったとも推測できますが、6月と8月に大きな台風が通過したこと

により、民家などで管理されていない寄主果実が
実らなかったことも要因のひとつと思われます。

誘殺が確認されたら

九州地方では、「九州におけるミカンコミバエ
種群誘殺時の対応マニュアル」に基づき、植物防
疫所は直ちに県、関係市町村、JA 職員などを参
集した現地対策会議を開き、そこで決定された方
針により発生状況調査及び防除対応を実施しま
す。発生状況調査では、誘殺地点周辺にトラップ
を増設しモニタリングを強化するほか、寄主果実
を採取して一定期間保管した後に切開し幼虫の有
無を確認します。一方、防除対応では、誘殺板<sup>※
1</sup>の設置や毒餌であるベイト剤の散布を行います。
また、発生状況調査で寄生果実が発見された
場合などは、ミカンコミバエ種群が発生している
可能性があると判断し、幼虫の駆除や繁殖源の除
去を目的とした寄主果実の除去^{※2}や誘殺板の広
域設置など、強化した対応をとります。

沖縄県では、沖縄総合事務局（内閣府）が速や
かに国、県の関係機関を参集した対策会議を開
き、対応方針を決定します。まずは発生の有無を
確認するため、誘殺地点周
辺のトラップ調査の間隔を
短くするとともに、寄主果
実を採取して一定期間保管
後に切開し、寄生の有無を
確認します。寄生が確認さ
れた場合、その地点周辺へ
の誘殺板の設置、ベイト剤
の散布とともに、寄主果実
の除去による防除を行います。
そのほか、状況に応じて
調査や防除を実施します。
(沖縄県では防除事業
として多くの誘殺板とト
ラップが常設されており、
九州と対応が異なります。)



誘殺板設置



ベイト剤散布

令和3年～4年の沖縄県では、管理されていな
い果樹での寄生果実の発見が多く見られたため、
上述のような防除のほか、果樹所有者に対し、消
費しない果実は確実に密封して廃棄するよう呼び
かけを行いました。幸い、県、市町村、生産者団
体など関係者の皆様の協力により、大きな被害に
は至りませんでした。

防除対応においては、生産者や住民の皆様の協
力が不可欠です。お住まいの地域にミバエの誘殺
などあった場合は不要な果実などの廃棄を適切に
行っていただくことがまん延防止にとって重要で
す。

※1 誘殺板

誘殺板とは、雄成虫の誘引成分であるメチルオ
イゲノールと殺虫成分であるダイアジノンを染み
込ませた木質繊維の板（テックス板）です。誘殺
板に誘引された雄成虫は、板の表面を舐めダイア
ジノンによって殺虫されます。雄成虫の数を減ら
すことで、雌成虫との交尾の機会を減らし、次世
代以降の個体数を減少させることを目的に使用し
ます。

※2 除去した寄主果実の廃棄

除去した寄主果実はミカンコミバエ種群が寄生
している可能性があるため、散逸しないよう、ポ
リ袋に密封し熱殺、焼却、又は1m以上の覆土
で埋没し廃棄します。



除去したスターフルーツを密封した様子（左）
埋没されたカンキツ類の果実（右）

火傷病が中国に発生したことに伴う対応

1 火傷病とは

火傷病は、日本未発生の火傷病菌（*Erwinia amylovora*）という細菌による植物の病気であり、リンゴ、ナシなどの作物に被害を与えることが知られています。感染した植物は、火にあぶられたような症状を示すため、それが病名の由来となっています。火傷病菌は、北半球を中心に分布しており、発生国において果樹を枯死させるなどの甚大な被害が報告されています。ハチなどの昆虫や風雨によって伝搬されるほか、り病した花の花粉が昆虫により健全な花に運ばれて感染する場合があります。日本は、火傷病菌の侵入を非常に警戒しており、発生国からの宿主植物の苗木、花粉、生果実などの輸入を禁止するとともに、都道府県の協力を得て、主要な海空港や生産地域において侵入調査事業を実施しています。

2 これまでの経緯

農林水産省では、国内外における病害虫の発生、生態などに関する情報を常に収集しており、その過程で、これまで発生国とされていなかった中国において火傷病が発生していることを確認しました。この情報を受け、火傷病菌の日本への侵入を防止するため、令和5年8月30日に中国からの宿主植物の苗木、花粉、生果実などの輸入を停止しました。



枝枯れ症状（リンゴ枝）
（提供：Syngenta United States）

3 国内での対応状況

中国からの花粉の輸入停止以降、農林水産省では、都道府県などと連携し、①輸入停止以前に輸入された中国産花粉の国内での在庫状況について聞き取り調査を行い、調査で判明した在庫花粉を確実に回収し廃棄を進めるとともに、②在庫花粉における火傷病菌の有無の検定や③中国産花粉を使用した園地における火傷病発生の有無を確認するための調査を進めています。また、万が一、国内で発生が確認された場合に、速やかに農薬の散布を実施できるように都道府県が備蓄する農薬について、その購入費用を令和5年度補正予算により支援しています。

4 最後に

令和6年2月末時点では、前述の花粉の検定や園地の調査において、火傷病菌は確認されていません。

一方、中国産花粉を使用した園地においては、症状が発現しやすい春以降に火傷病の発生が確認されるおそれがあるため、引き続き、火傷病が発生していないか注意が必要です。

また、国内の在庫の中国産花粉については回収・廃棄を進めていますが、今後も中国産花粉を園地で使用しないようご協力をお願いいたします。



果実の腐敗症状（リンゴ幼果）
（提供：Syngenta United States）



タイ王国向け日本産カンキツ類生果実の輸出



福岡県八女市の産地は、平成31年に門司植物防疫所管内で初のタイ王国向けウンシュウミカンの輸出を行いました。しかし、二国間合意事項で必須の措置であった防カビ剤・ワックス処理が各産地の負担となっており、翌年以降の輸出を断念していました。

農林水産省は各産地の負担を緩和すべくタイ側と協議を重ねた結果、令和5年5月に植物防疫官による栽培地検査などの実施を以て防カビ剤・ワックス処理に代えることに合意し、検疫条件が緩和されました。

これを受け、八女市では輸出に向けた取り組みを再開しました。同年12月21、22日にタイ側検査官が訪日し、選果こん包施設及び生産園地の確認

並びに合同輸出検査を行った結果、2,609箱、6,965kgのウンシュウミカンが博多港及び福岡空港から輸出されました。産地が抱える負担が軽減されたことから、今後は他の産地からの輸出も期待されます。



タイ検査官による生産園地の確認

郵便物で植物防疫法違反となる 植物を輸入した場合も罰則の対象となります

近年の在留外国人の増加やEコマース（電子商取引）を利用した国際郵便の活性化を背景として、植物防疫法に違反して郵便物により輸入される植物も増加傾向にあります。

令和5年8月、輸入が禁止されている中国からのナシ生果実を郵便物で繰り返し輸入した者が、大阪府警察本部により植物防疫法違反として書類送致され、罰金刑となる事案が生じました。

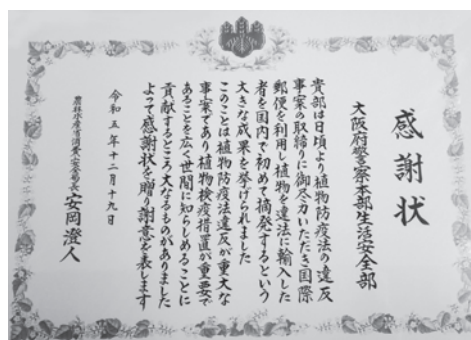
海外には、ミカンコミバエ種群（*Bactrocera*

dorsalis species complex）やコドリングア（*Cydia pomonella*）といった、農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。海外から持ち込まれる輸入禁止品を介してこれら病害虫が日本国内へ持ち込まれる恐れがあり、郵便物は輸入禁止品が持ち込まれる経路の一つとなっています。

植物防疫所では、動植物検疫探知犬の探知活動などによる検査強化と共に、関係機関と連携し、更なる水際対策に取り組んでまいります。



不正輸入された輸入禁止品



消費・安全局長から大阪府警察本部への感謝状



「空の日エアポートフェスタ in Centrair」での広報活動



令和5年10月28日、中部国際空港で「空の日エアポートフェスタ in Centrair」が開催されました。このイベントでは、植物防疫所を始め、航空会社、航空局、税関などの空港に携わる事業者が参加し、ステージイベントの催しや各事業者による展示・体験ブースが設けられました。

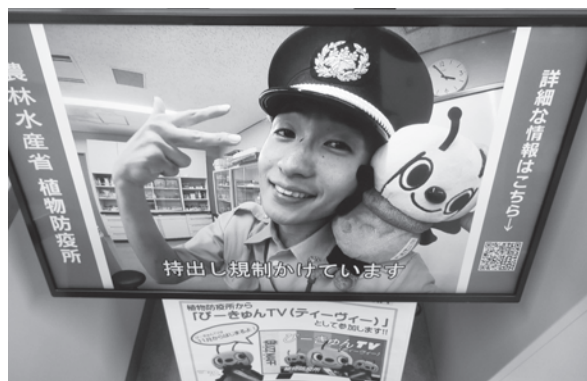
ステージイベントでは、オープニングセレモニーやキャラクター写真撮影会が行われ、植物防疫所は植物防疫所公式キャラクター「ぴーきゅん」の着ぐるみも参加し、各事業所のマスコットキャラクターとともに来場者と一緒に写真を撮るなどイベントを盛り上げました。

展示・体験のブースでは、植物防疫所として昆虫標本、広報用パネルを展示し、デジタルサイネージを設置しました。CIQ 官庁※が合同で出展したクイズラリー「クイズで挑戦！入国体験」では、参加した多くの方々にクイズを通じて植物検疫制度についての理解を深めていただくことがで

きました。

また、デジタルサイネージでは、名古屋植物防疫所中部空港支所若手職員が制作した植物等の国内での移動規制に関するラップ調のPR動画「植物持ち出し規制ラップ」を公開しました。このPR動画はメイン会場の大型スクリーンでも公開し、子供たちにも好評でした。

※ 出入国の際に手続きを行う機関「税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫（Quarantine）」の略称



デジタルサイネージで配信中の「植物持ち出し規制ラップ」



植物防疫所における採用活動



コロナ禍後、採用活動の風景も様変わりし、対面方式から、オンラインを利用した方式で行う活動が導入されました。

令和5年度の植物防疫所の採用活動をまとめると、春先の人事院地方事務局主催によるイベントから始まり、技術系の採用活動は4月下旬から5月末にかけて「業務説明会」（オンラインと対面の併用）、6月中旬以降に「職場見学会」と「官庁訪問」を各植物防疫所で開催しました。事務系も同様に各地方農政局及び動物検疫所と合同で採用活動を行い、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者の中から採用候補者45名（事務系2名、技術系43名）を決定しました。さらに8

年ぶりに国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）合格者の中から2名の採用候補者（事務系）を決定しています。その他に選考採用試験（技術系）も実施し、社会人経験者を対象に採用候補者2名を決定しました。

日本の植物検疫業務を担う人材の確保のために、引き続き植物防疫所全体で採用活動に取り組んでまいります。

令和6年度の採用活動の情報は随時植物防疫所ホームページに掲載されますので、ご確認ください。

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/recruit/index.html>



那覇植物防疫事務所は、日本の南端にあり、沖縄本島に1本所2出張所、離島である宮古島に1出張所、石垣島に1出張所を配置しています。

昭和2（1927）年、那覇港が植物検疫の海港に指定され、沖縄県の植物検疫が始まりました。昭和20（1945）年には、第二次世界大戦の敗戦を受け、アメリカ合衆国の施政権下に移行すると昭和27（1952）年に琉球列島植物防疫法、昭和33（1958）年には琉球植物防疫法が制定され、植物検疫業務を行っていました。

昭和47（1972）年に沖縄県が日本復帰を果たすと、琉球植物防疫所が廃止され、那覇植物防疫事務所が設置されました。

輸入や輸出の植物検疫業務は、他の本所に比べると多くありませんが、コンテナ検疫、隔離検疫、移動取締りや沖縄県のミカンコミバエ種群（*Bactrocera dorsalis* species complex）、ウリミバエ（*Bactrocera cucurbitae*）根絶の経験を活かした開発途上国が検疫処理技術を習得するための研修に協力するなど多岐にわたります。

また、県内には米軍基地が多数所在しているため、軍車両検疫を行っています。



那覇港湾合同庁舎



米軍の車両検疫

今後も、南端の関所として検疫業務を行ってまいります。

注目情報

植物防疫所のホームページ（<https://www.maff.go.jp/pps/>）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する最新情報を提供しています。 令和6年3月4日現在

【輸入植物検疫関係情報】

- チリ共和国 Valparaiso 州 Los Andes 郡及び隣接する同州 San Felipe de Aconcagua 郡並びに Metropolitan 州 Santiago 郡及び隣接する同州 Cordillera 郡においてチチュウカイミバエが根絶されたため検疫規制地域から解除されました（令和6年2月16日）
- チリ共和国 Coquimbo 州 Elqui 郡 Coquimbo においてチチュウカイミバエが根絶されたため検疫規制地域から解除されました（令和6年1月29日）
- チリ共和国 Atacama 州 Copiapo 郡においてチチュウカイミバエが根絶されたため検疫規制地域から解除されました（令和6年1月4日）

【輸出植物検疫関係情報】

- タイ向け生果実登録選果こん包施設一覧を掲載しました（令和5年12月20日）

【国内植物検疫関係情報】

- 情報誌「植物防疫所病害虫情報 No.132」を掲載しました（令和6年1月15日）

【その他のお知らせ】

- （輸出入関係の皆様へ）令和6年1月15日からWEB会議システムを利用した植物検疫に関する相談を始めます（令和6年1月15日）